

就学援助制度のお知らせ

令和7年1月 志布志市教育委員会 教育総務課 TEL: 472-1111 / E-mail: kyouikusoumu@city.shibushi.lg.jp

志布志市では、経済的な理由によってお子さんを小・中学校へ通学させるのにお困りの保護者の方に対して、学校でかかる費用（学用品費など）の一部を援助しています。援助を希望される方は、各小・中学校へお申込みください。



■就学援助を受けることができる方■

志布志市内に住所があり、市立小・中学校に通学する児童生徒の保護者で、次の申請理由のいずれかにあてはまる方が対象になります。

- (1) 生活保護が廃止又は停止になった。
- (2) 世帯全員の市民税が非課税又は減免された。
- (3) 固定資産税が減免された。
- (4) 国民年金保険料が免除された。
- (5) 児童扶養手当を受けている。
- (6) 上記には該当しないが、世帯全員の所得額が市の定める基準額（下の表を参照）以下である。

<認定基準となる所得額>

扶養親族数	世帯全員の所得額
1人	230万円
2人	268万円
3人	306万円
4人	344万円
5人	382万円

注) 上記の「扶養親族」には、成年の方（配偶者・祖父母等）は原則含まれません。

注) 住宅ローン等の債務の返済は考慮できません。

注) 基準額以下であっても市・県民税の申告手続きがお済みでない場合は、所得の確認ができないため認定できません。市県民税の申告が必要な方は、期限内に申告をしてください。期限内に申告をされない場合は、認定・支給が遅れる場合があります。

■申請方法■

申請書は学校から配布されますので、必要書類等をそろえて、各学校の提出期限までにお子さんの通学している学校へ提出してください。

注) 前年度援助を受けていた方も改めて申請が必要です。

注) 小学校・中学校に兄弟姉妹がいる家庭については、学校ごとに申請書を記入・提出してください。

■援助の内容と支給予定額（年額）■

援助の種類	小学校	中学校
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費 ※1	2,270円	2,270円
校外活動費	上限 1,600円	上限 2,310円
新入学学用品費 ※2	57,060円	63,000円
修学旅行費	実費額の95%	実費額の95%
自転車購入費 ※3	—	15,000円
医療費 ※4	特定疾病治療費	特定疾病治療費
インターネット環境整備費 ※5	20,000円	20,000円

※1: 小・中学校第1学年を除きます。

※2: 小・中学校第1学年に対する支給ですが、市内在住で、市内の中学校に入学予定の方につきましては、入学前の3月に支給します。（小学校に入学予定の方につきましては、別途申請が必要となります。）

※3: 中学校第1学年のみの支給です。ただし、自転車通学を許可された生徒に限りです。

※4: 学校健診で診断された疾病（むし歯、中耳炎、結膜炎等）の治療費用を、教育委員会から直接医療機関に支払います。

※5: 新たにインターネット環境を整備した世帯に1回限り支給します。

注) 支給額については、改定を行う場合があります。

注) 就学援助は、教材費等の学校納付金を免除する制度ではありません。

■認定について■

申請書類提出時期	認定日	支給月
1学期中(4月)	4月1日	7月
1学期中(5～7月)	4月1日	12月
夏期休業日及び2学期中(9・10月)	9月1日	12月
2学期中(11・12月)	9月1日	3月
冬期休業日及び3学期中(1月)	1月1日	3月

注) 世帯状況の異動、年度途中の転入等による申請は、事由の発生した月の1日を認定日とします。

注) 2学期以降に申請された場合、新入学学用品費・自転車購入費、申請学期前に実施された修学旅行費・校外活動費は支給されません。

注) 認定後、世帯の状況に変更があった場合は、学校へ連絡してください。

■フリースクール等通学支援事業について■

令和4年度から、フリースクール等へ児童生徒を送迎する保護者に対し通学補助を行っています。詳細につきましては、教育委員会へお問い合わせください。